

令和3年1月20日

施設ご利用の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する 体育施設の一部制限のお知らせ（2月7日まで）

沖縄県は令和3年1月19日付けで新型コロナウイルス感染症警戒レベルを第4段階へ引き上げを行い、沖縄県独自の「沖縄県緊急事態宣言」を発出しています。

スポーツ協会も宮古島市教育委員会の指針に則り、当会が管理運営する下記の施設を**1月20日から2月7日まで**、一部制限を設けることと致しました。

なお、屋内にマスク着用をしていない場合は、入室をお断りしております。ご理解とご協力をお願いします。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	9：00～20：00
2	陸上競技場	改修工事中の為、使用できません。
	トレーニング室	9：00～20：00 ・最大10名まで ・器具の使用後は備え付けの液剤で除菌等をお願いします。 ・消毒作業時間 12時及び16時から20分程度
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	9：00～20：00
4	市民球場	9：00～20：00
5	前福多目的運動場	9：00～20：00
6	前福多目的屋内運動場	9：00～20：00

通常利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従っておこないます。

～マスクの着用について～

屋内では、マスク着用をお願い致します。

※ただし、有酸素運動中は除く、会話時はマスク着用をお願いします。

※マスクを着用していない方は、入室できません。